

# 歴史文化で魅力あるまちへ —文化財保存活用地域計画の考え方—

- 市町村における文化財の**総合的な**保存と活用に係る計画
- 文化財保護行政において、二つの役割を担う
  - ✓ 中・長期的な基本方針を定めるマスタープラン
  - ✓ 具体的な事業を記載するアクションプラン
- 文化庁長官が認定する

## 認定の基準

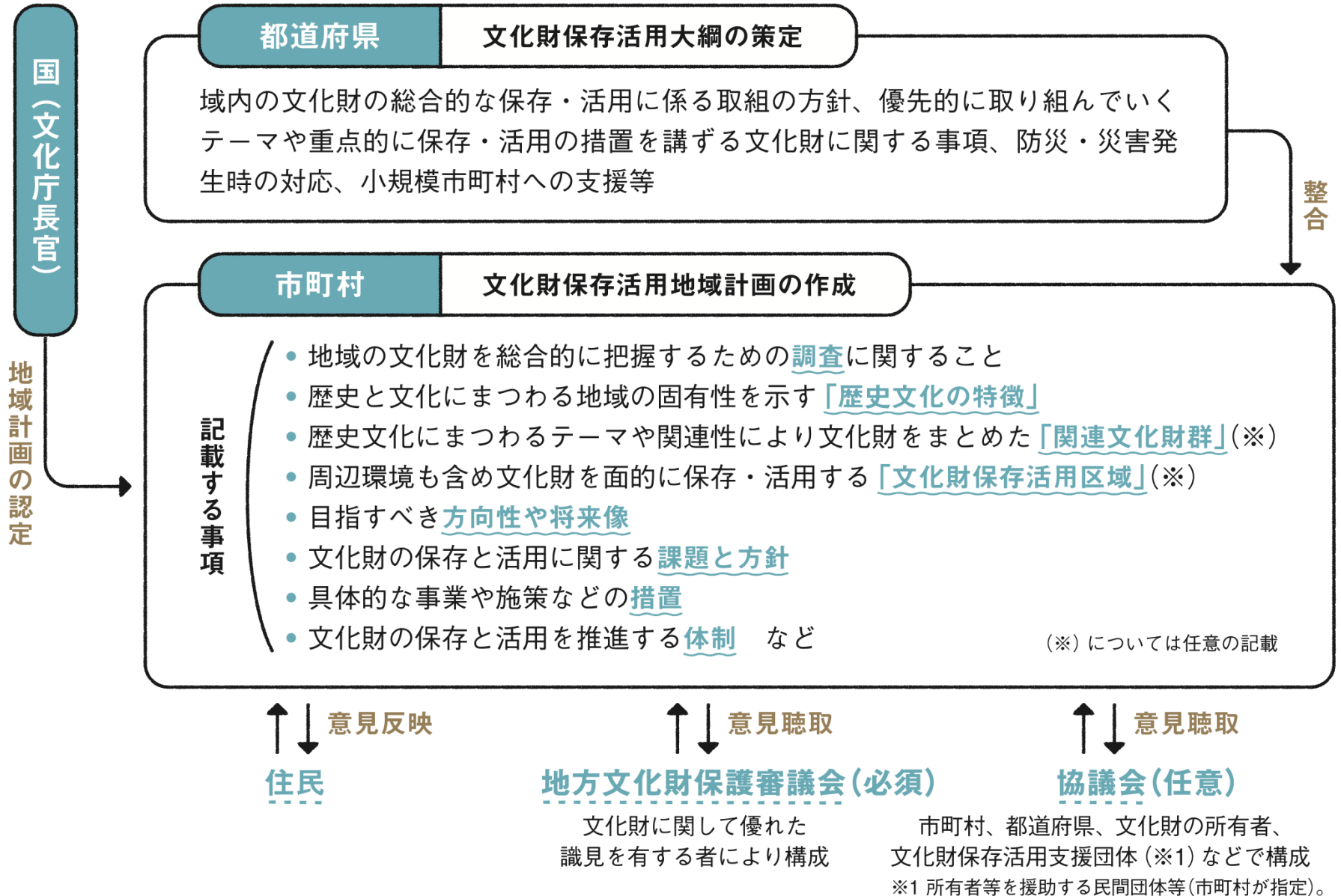
文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 1 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものと認められること
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 3 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

### 認定を受けた場合の特例措置

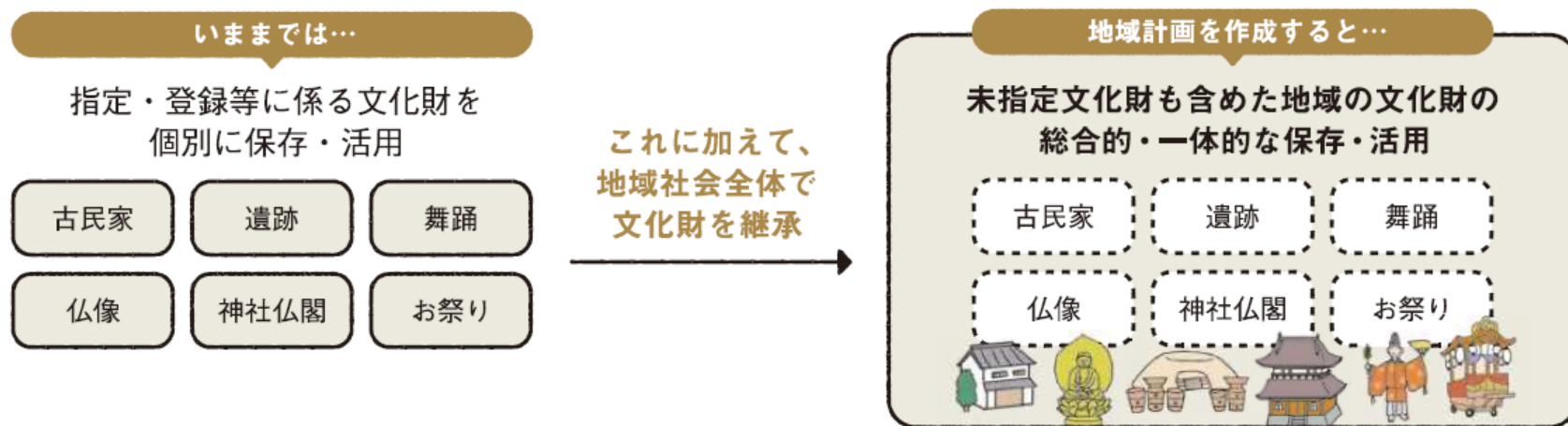
- 国の文化財登録原簿への登録の提案  
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲  
認定町村における円滑な計画の実施

# 「文化財保存活用地域計画」とは？

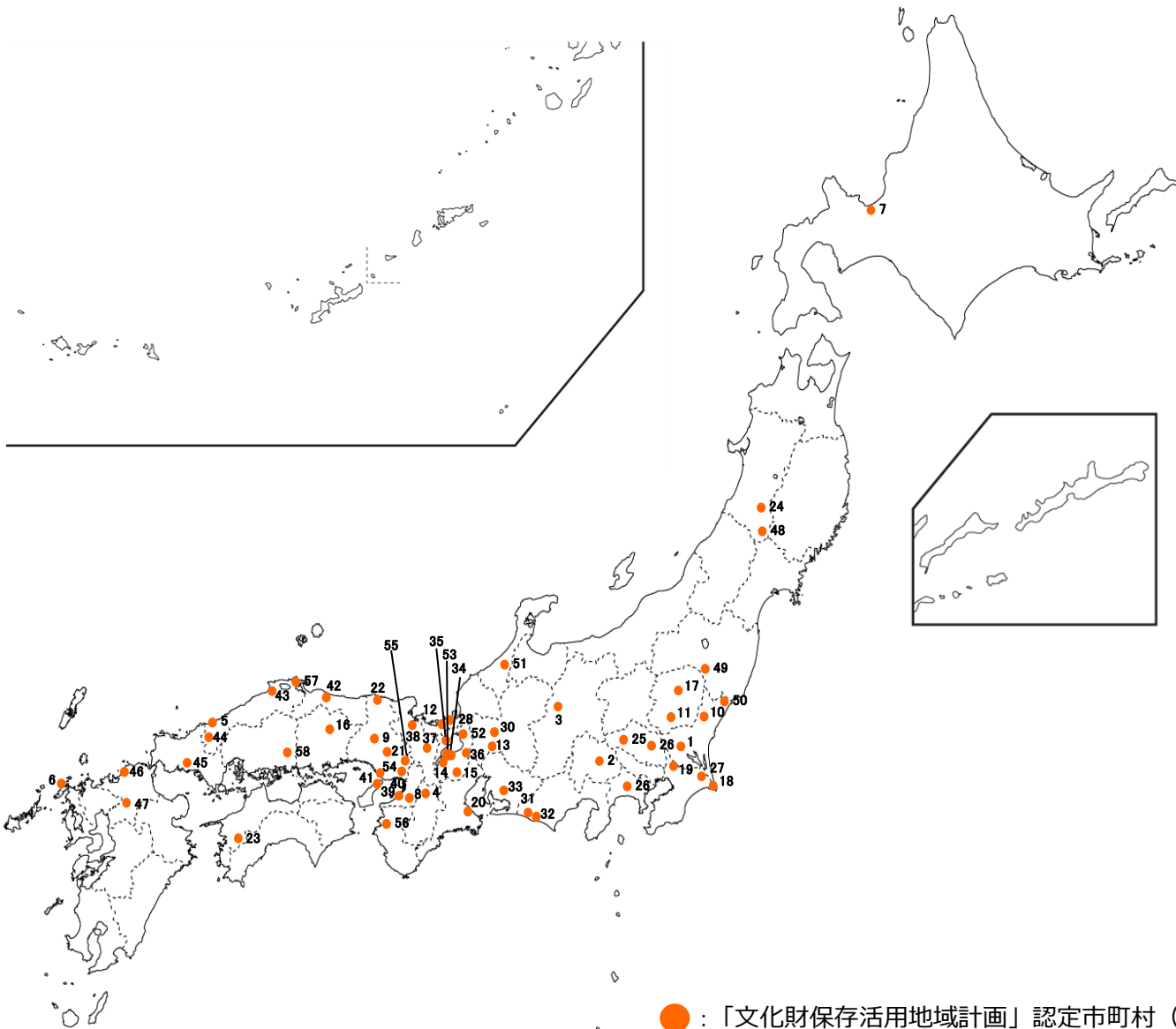


# 「文化財保存活用地域計画」制度がめざすところ

- これまでの取組に加え、関わりが薄かった様々な分野においても未指定を含めた文化財を生かし、その存在感（存在意義）を高め、社会全体での保存につなげる
- 域内の多様な文化財を俯瞰し、地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って、文化財をわかりやすく総合的・一体的に保存・活用
- 住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげる
- 地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる



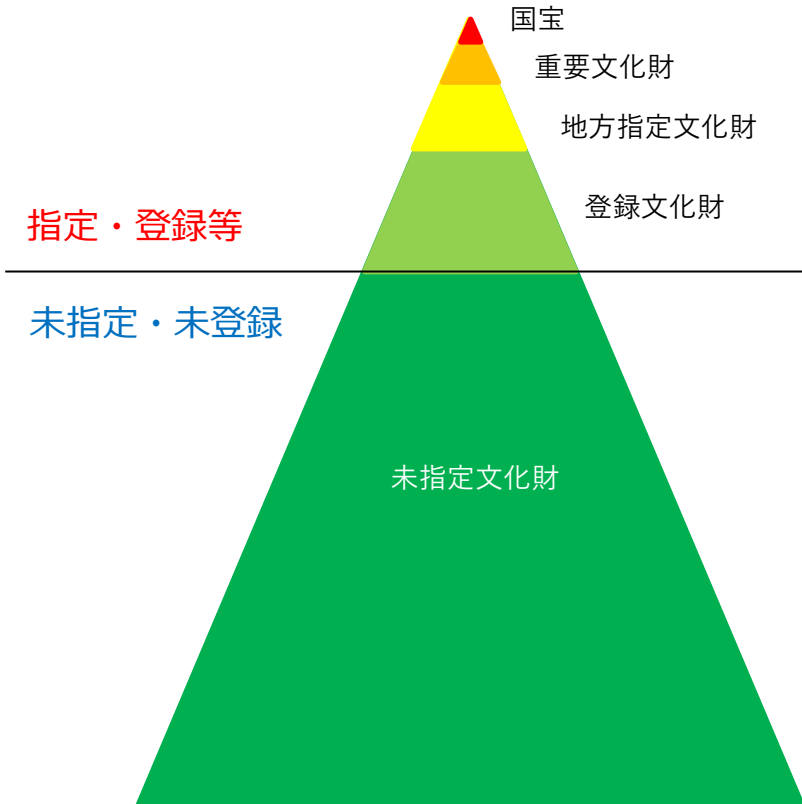
# 「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧（令和4年7月22日現在）



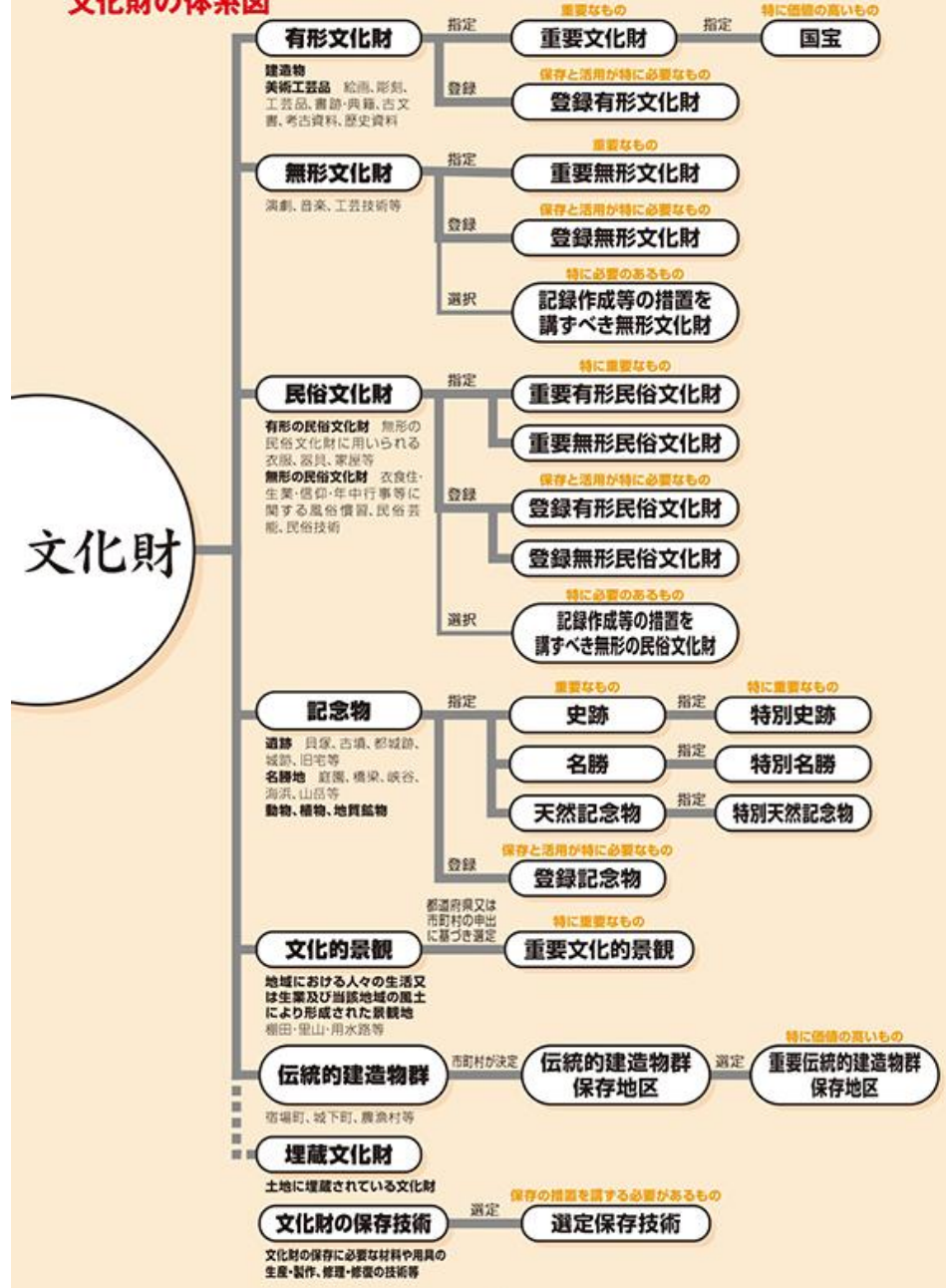
No.	都道府県	市区町村	No.	都道府県	市区町村	No.	都道府県	市区町村
1	北海道	札幌市	27	長野県	松本市	53	大阪府	八尾市
2	北海道	今金町	28	長野県	上田市	54	兵庫県	神河町
3	秋田県	横手市	29	長野県	千曲市	55	兵庫県	加西市
4	秋田県	湯沢市	30	岐阜県	岐阜市	56	兵庫県	番美町
5	山形県	寒河江市	31	岐阜県	美濃市	57	兵庫県	丹波篠山市
6	福島県	白河市	32	静岡県	浜松市	58	兵庫県	淡路市
7	福島県	会津若松市	33	静岡県	磐田市	59	兵庫県	明石市
8	茨城県	牛久市	34	静岡県	富士市	60	兵庫県	西宮市
9	茨城県	常陸大宮市	35	静岡県	伊豆の国市	61	兵庫県	神戸市
10	茨城県	日立市	36	愛知県	岡崎市	62	兵庫県	福崎町
11	栃木県	下野市	37	愛知県	西尾市	63	奈良県	王寺町
12	栃木県	大田原市	38	三重県	明和町	64	和歌山県	湯浅町
13	埼玉県	秩父市	39	滋賀県	草津市	65	鳥取県	北栄町
14	埼玉県	白岡市	40	滋賀県	甲賀市	66	島根県	益田市
15	千葉県	銚子市	41	滋賀県	近江八幡市	67	島根県	出雲市
16	千葉県	我孫子市	42	滋賀県	高島市	68	島根県	津和野町
17	千葉県	富里市	43	滋賀県	多賀町	69	島根県	松江市
18	東京都	八王子市	44	滋賀県	長浜市	70	岡山県	津山市
19	神奈川県	伊勢原市	45	滋賀県	守山市	71	岡山県	備前市
20	石川県	金沢市	46	滋賀県	栗東市	72	山口県	山口市
21	石川県	輪島市	47	京都府	京都市	73	愛媛県	松野町
22	福井県	小浜市	48	京都府	舞鶴市	74	福岡県	宗像市
23	福井県	若桜町	49	京都府	与謝野町	75	福岡県	久留米市
24	福井県	大野市	50	大阪府	河内長野市	76	福岡県	福岡市
25	福井県	坂井市	51	大阪府	泉佐野市	77	福岡県	太宰府市
26	山梨県	富士吉田市	52	大阪府	高槻市	78	長崎県	平戸市

# 「文化財」について

- 「文化財」は6つの類型からなる  
(文化財保護法第2条に定義)
- 定義における文化財は広範
- 保護措置がなくても「文化財」
- 特に重要な価値が認められる対象を法や条例により行政が保護  
→ 指定・選定・登録など
- 保護の対象は優品・希少品が中心



## 文化財の体系図





## 阪神・淡路大震災の発生 (1995年1月17日)

- 日本の地震記録史上初めての震度7
- 都市のインフラが壊滅
- 数多くの文化財が被災



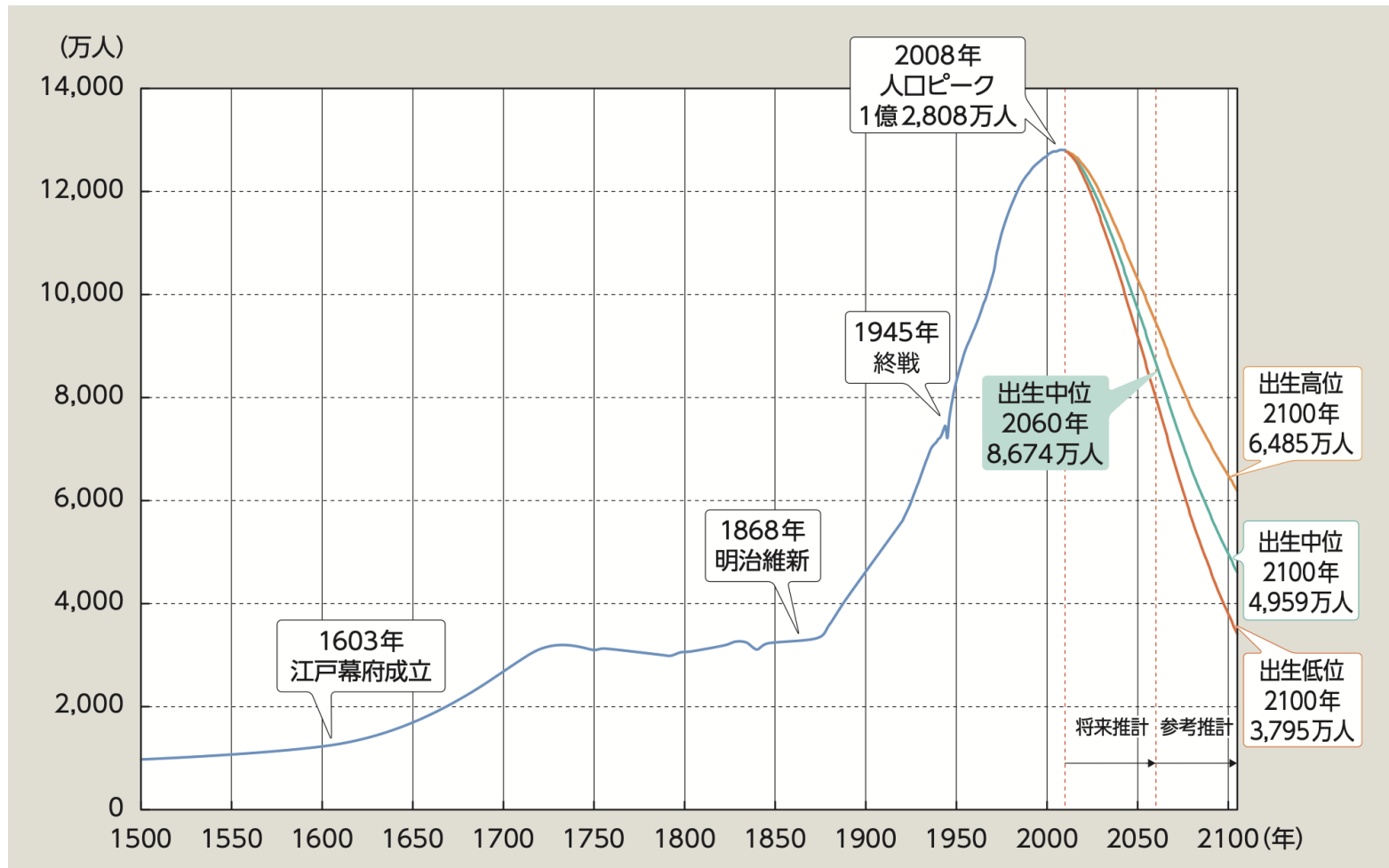
- 1997 Kobe/Tokyo International Symposium  
『Risk Preparedness for Cultural Properties : Development of Guidelines for Emergency Response』 東京芸大・文化庁・兵庫県他
- 2000年 震災対策国際総合シンポジウム『震災対策国際総合検証事業』 兵庫県他
- 2005年 『復興10年総括検証・提言事業』 兵庫県他
- 2005年 国連防災世界会議シンポジウム・セミナー

### 「指摘」

- 地域の歴史的環境を構成する身近な歴史文化遺産が重要
- 多量な資産を維持するには、地域でそれらの活用を考える人材の確保が重要

# 文化財をとりまく状況：人口減少と少子高齢化

日本は2008～60年の半世紀で人口が約3分の1（33%）減少





# 文化財をとりまく状況：人口減少と少子高齢化

国土交通省が実施した過疎地域等<sup>(※)</sup> 1,028市町村へのアンケート調査結果

## 多くの集落で発生している問題や現象<sup>[複数回答]</sup>

(市町村担当者へのアンケート結果)

・住宅の荒廃（老朽家屋の増加）	62.3%
・伝統的祭事の衰退	43.2%
・地域の伝統的生活文化の衰退	32.8%
・伝統芸能の衰退	35.4%
・集落としての一体感や連帯意識の低下	32.7%

(※) 調査対象地域  
・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村、山村振興法に基づく振興山村を有する市町村、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町村、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村

**集落人口に占める高齢者割合が50%以上の集落**  
(65歳以上人口が占める割合)

15,568集落

**今後10年以内に無居住化の可能性がある集落**

570集落

**いずれ無居住化する可能性があると思われる集落**

3,044集落

出典：国土交通省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」平成28年3月

2050年には6割以上の地域の人口が半減  
2割の地域が無居住化

## 未指定の文化財の滅失

### ○山口県萩市

1998年→2004年（6年間）

伝統的建造物 1,604棟→1,434棟（▲10.6%）

その他伝統要素  
（樹木・塀・垣など） 3,825件→3,460件（▲10.0%）

### ○東京都台東区谷中地区

1986年→2001年（15年間）

住宅、店舗兼住宅などを中心とした「戦前のすまい」

537棟→369棟（▲31.3%）

### ○石川県金沢市

1999年→2004年（5年間）

歴史的建築物

市全域 21,496棟→19,037棟（▲11.4%）

まちなか区域 10,877棟→9,506棟（▲12.6%）

出典：文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」平成19年10月

上の例では、5年で約10%の文化財が滅失

# 地域計画の視点 ①

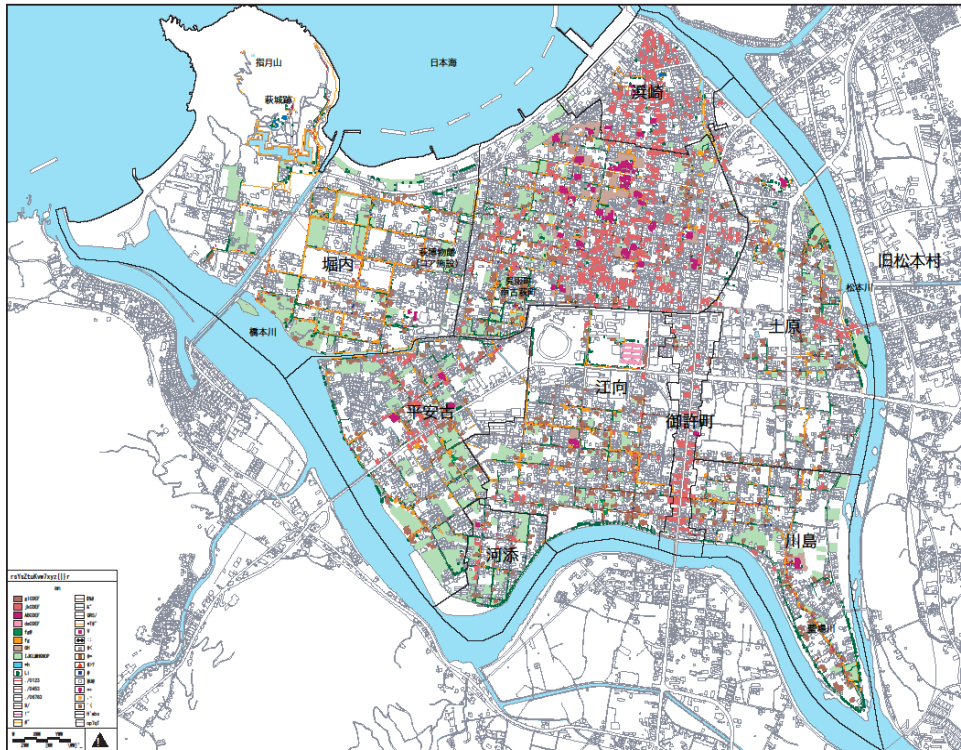
## 文化財保護行政の基礎資料を整える

“地域にある文化財の把握”

“文化財リストの作成”

“地域や庁内での共有”

マッピングも有効（位置情報、ハザードマップ）



九州芸術工科大学西山研究室作成、1999年

### ◆その他の歴史文化遺産(建造物)

番号	種別	名称	所在地	備考
1	有形 建造物	天徳院	金沢市小立野4丁目	山門は県文化財
2	有形 建造物	鶴林寺本堂	金沢市東兼六町	寺院建築
3	有形 建造物	長久寺本堂	金沢市寺町5丁目	寺院建築
4	有形 建造物	永福寺本堂	金沢市東兼六町	寺院建築
5	有形 建造物	宗龍寺本堂	金沢市鷺町	寺院建築
6	有形 建造物	瑞雲寺本堂	金沢市室町	寺院建築
7	有形 建造物	宝勝寺本堂	金沢市寺町5丁目	寺院建築
8	有形 建造物	国泰寺本堂	金沢市寺町5丁目	寺院建築
9	有形 建造物	高藤寺本堂	金沢市芳齊2丁目	寺院建築
10	有形 建造物	少林寺本堂	金沢市野町3丁目	寺院建築
11	有形 建造物	丞証寺本堂	金沢市寺町5丁目	寺院建築
12	有形 建造物	立証寺本堂	金沢市野町3丁目	寺院建築
13	有形 建造物	本是寺本堂	金沢市弥生1丁目	寺院建築
14	有形 建造物	妙法寺	金沢市寺町4丁目	寺院建築
15	有形 建造物	本光寺	金沢市東山2丁目	山門は市文化財
16	有形 建造物	妙典寺	金沢市寺町5丁目	寺院建築
17	有形 建造物	妙泰寺	金沢市東山2丁目	山門は市文化財
18	有形 建造物	妙国寺	金沢市東山2丁目	山門は市文化財
19	有形 建造物	成学寺	金沢市野町1丁目	寺院建築
20	有形 建造物	妙慶寺	金沢市野町1丁目	寺院建築
21	有形 建造物	弘願院	金沢市野町1丁目	寺院建築
22	有形 建造物	三光寺	金沢市野町1丁目	寺院建築
23	有形 建造物	法船寺	金沢市中央通町	寺院建築
24	有形 建造物	権楽寺	金沢市寺町5丁目	寺院建築
25	有形 建造物	光覺寺	金沢市山の土町	寺院建築
26	有形 建造物	因徳寺本堂	金沢市野町1丁目	寺院建築
27	有形 建造物	正福寺本堂	金沢市芳齊2丁目	寺院建築
28	有形 建造物	唯念寺本堂	金沢市本多町1丁目	寺院建築
29	有形 建造物	玉泉寺本堂	金沢市野町3丁目	寺院建築
30	有形 建造物	宝集寺	金沢市寺町1丁目	寺院建築
31	有形 建造物	石浦神社拝殿・本殿	金沢市本多町3丁目	神社建築
32	有形 建造物	尾山神社	金沢市尾山町	神社建築
33	有形 建造物	E邸	金沢市杉浦町	武士住宅
34	有形 建造物	S邸	金沢市石引1丁目	武士住宅
35	有形 建造物	T邸	金沢市本多町3丁目	武士住宅
36	有形 建造物	S邸長屋門	金沢市長町2丁目	武士住宅
37	有形 建造物	足軽資料館	金沢市長町1丁目9-3	武士住宅 旧清水家
38	有形 建造物	足軽資料館(2)	金沢市長町1丁目9-3	武士住宅 旧高西家
39	有形 建造物	旧Y邸	金沢市池田町立丁	武士住宅
40	有形 建造物	旧宇野家	金沢市	武士住宅
41	有形 建造物	Y邸	金沢市菊川2丁目	武士住宅
42	有形 建造物	K邸	金沢市十三間町	武士住宅
43	有形 建造物	D邸	金沢市小橋町	武士住宅
44	有形 建造物	N邸	金沢市本町1丁目	町家
45	有形 建造物	M邸	金沢市尾張町2丁目	町家
46	有形 建造物	F邸	金沢市東山1丁目	町家
47	有形 建造物	I邸	金沢市武蔵町	町家
48	有形 建造物	I邸	金沢市泉3丁目	町家
49	有形 建造物	H邸	金沢市尾張町1丁目	町家
50	有形 建造物	I邸	金沢市尾張町1丁目	町家
51	有形 建造物	K邸	金沢市尾張町1丁目	町家
52	有形 建造物	Y邸	金沢市尾張町1丁目	町家
53	有形 建造物	S邸	金沢市尾張町2丁目	町家
54	有形 建造物	S邸	金沢市尾張町2丁目	町家
55	有形 建造物	M邸	金沢市尾張町2丁目	町家
56	有形 建造物	I邸	金沢市尾張町2丁目	町家

# 地域計画で扱う文化財の範囲

文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すもの

「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19年10月）

国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月、令和3年6月改訂）

地域計画では、文化財を幅広く捉え、地域にとって大切なものも対象に

景観、地名、方言、眺望地、伝承や説話、娯楽・・・・・・・・  
歴史文化遺産、歴史文化資源、地域遺産、●●市遺産・・・・・・・・



# 文化財とそれを取りまく環境が総体的に示すもの（養父市大杉）



山深い地勢  
河川と河岸段丘  
少ない耕作地と段々畑  
石垣、水路  
養蚕・林業  
桑畑  
三階建の養蚕民家  
養蚕棚・回転まぶし  
神社・寺院  
大杉ざんご踊り  
丹後縮緬  
交通網





# 文化財とそれを取りまく環境が総体的に示すもの

地域の信仰の対象となる自然環境  
堅固な地盤など災害につい良い優良な立地  
豊富な水源  
神祇制度  
人々の信仰と活動、営み など



- 神社本殿
- 拝殿など付属屋
- ご神体の山
- 境内、社叢林
- 狛犬・灯籠など石造物
- 鳥居
- 由緒を示す歴史資料
- 祭礼、神楽
- 御神輿、山車
- 氏子、宮座 など



「文化財とそれを取り巻く環境が総体的に示すもの」  
を何と呼ぶか？

## 歴史文化

地域に固有の風土の下、先人によって生み、育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握したものを示す概念

- 文化財を生む背景
- 地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト
- 地域らしさ、地域の特徴をあらわす

# 歴史文化の特徴

- ① ○○国の繁栄
- ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
- ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
- ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
- ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
- ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
- ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化







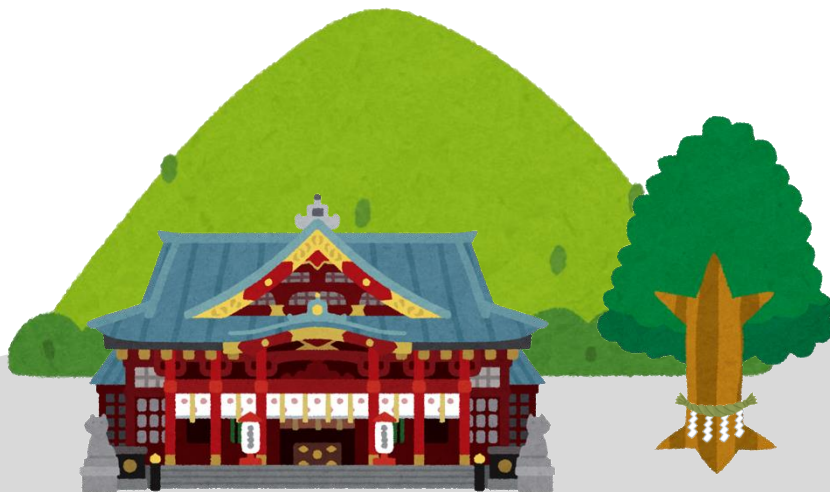
## 地域計画の視点 ②

### 歴史文化の特徴を見出す

“文化財とそれをとりまく環境から  
歴史文化の特徴を明らかに”

# 地域らしさの喪失

個別の文化財だけではなく、環境も含めた歴史文化の維持が困難に



指定されていないものが失われると……

**地域らしさの持続が危機に**

歴史文化（地域らしさ）を後世に伝えるために



無数かつ多種多様な文化財とそれらを取り巻く  
環境をまとまりとして**一体的に**保存・活用

指針に示された  
二つの方法（任意）

## 関連文化財群

相互に関連する文化財を歴史文化に基づく  
テーマやストーリーでまとめたパッケージ

## 文化財保存活用区域

文化財及びその周辺環境の空間的なまとまり

## 地域計画の視点 ③

歴史文化を後世につなぐ

“関連文化財群と文化財保存活用区域の設定”

“群と区域では保存と活用の計画を立案”

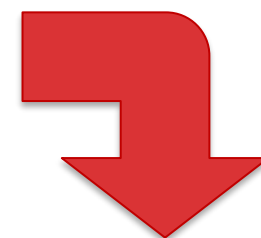
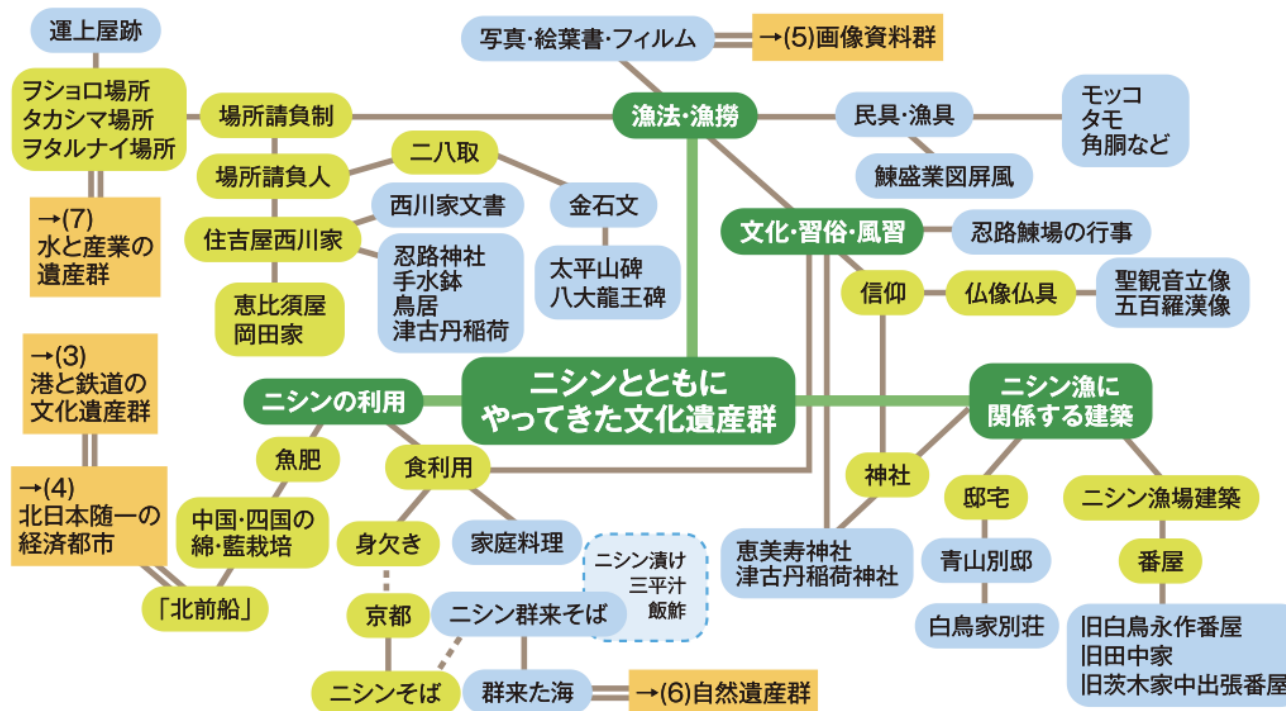


# 関連文化財群の考え方

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの

- 群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組
- まとまりをもって扱うことで、未指定文化財も構成要素として価値付け可能に

図表40 (2)ニシンとともにやってきた文化遺産群



歴史文化を維持する上で  
守るべき文化財を  
過不足なくリスト化

# 関連文化財群とその保存活用計画の立案（石川県輪島市）

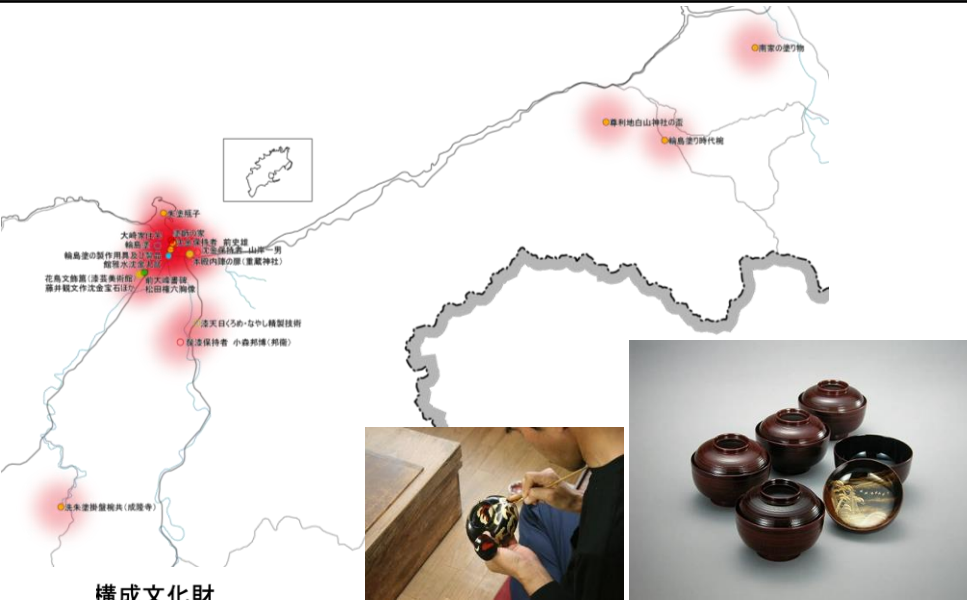
## 4-1

## 堅牢な塗と加飾の優美さが造る塗師文化

輪島塗の起源は諸説あるが、最古の品が室町時代の重蔵神社旧本殿「朱塗扉」と言われる。寛文年間に「地の粉」と呼ばれる珪藻土が発見され堅牢な輪島塗の技術が確立した。北前船交易で販路を拡大したことや總持寺の僧侶らにより各地に伝播し、輪島塗の特産化が進んだ。

18世紀後半には全国に名声を博するようになり、全国の中産階級の需要を開拓し、成長を続け、明治以降、芸術性が加わって多数の漆芸作家が誕生し、多くの職人が現在もこの地区で活動しており、伝統工芸として、沈金や髹漆の工芸技術、漆天日くろめ・なやし精製技術、製作用具などが継承されている。

また、鳳至町上町通りには大崎家など塗師屋造りの町屋が多く、海士町や河井町にも黒瓦、下見板張り、切妻造りなどの古い街並みが残っている。



構成文化財

名称	類型	区分	地区
輪島塗	工芸技術	国指定	輪島
沈金保持者 前 史雄	工芸技術	国指定	輪島（河井）
髹漆保持者 小森邦博（邦衛）	工芸技術	国指定	大屋
沈金保持者 山岸一男	工芸技術	国指定	輪島（河井）
輪島塗の製作用具及び製品	有形民俗文化財	国指定	輪島
松桜蒔絵鏡台	工芸品	県指定	大屋
藤井観文作「椽木花鳥」	絵画	市指定	輪島（河井）
本殿内陣の扉	工芸品	市指定	輪島（河井）
館雅水沈金丸盆	工芸品	市指定	輪島（河井）
根来塗瓶子	工芸品	市指定	諸岡
花鳥文飾笥	工芸品	市指定	大屋
根来塗り椀・盆	工芸品	市指定	阿岸
漆天日くろめ・なやし精製技術	無形文化財	市指定	河原田

### ◆課題

- 生活様式の変化による漆器生産額の減少
- 職人の離職や廃業による後継者不足
- 漆やアテ林の植栽事業をはじめとした原材料の確保
- 輪島塗を取り巻く保存・活用の取組

### ◆方針

- 輪島塗のユネスコ無形文化遺産への登録推進
- 塗師文化を支える歴史文化遺産の総合的な調査の実施
- ふるさと学習等を活用した塗師文化に触れる機会の充実
- 原材料と用具の確保
- 輪島塗技術伝承者の育成及び若手作家の育成
- 多様な主体との連携による地域ブランドづくり

### ◆措置

#### 文化財の調査

- 漆文化に関わる資料収集及び調査 ■ 市民・団体、行政 ■ R4-14

#### 原材料の確保

- ふるさと文化財の森の認定も含め、漆の木植栽等の原材料の確保に向けた推進の取組み ■ 市民・団体 ■ R4-14
- 輪島塗における入手困難な用具の確保 ■ 行政 ■ R4-14

#### 後継者育成事業

- 輪島塗技術伝承者養成にかかる事業の実施及び補助 ■ 所有者、行政 ■ R4-14
- 輪島塗技術保存会による共同制作の実施 ■ 所有者 ■ R4-14

#### 郷土芸能等の発表の場の創出

- 若手作家の作品発表の場の創出 ■ 行政 ■ R4-14

#### 歴史文化観光ツアー造成

- 輪島塗体験、工房巡りを組み込んだツアーの造成 ■ 行政 ■ R4-14

#### 地域ブランドづくり

- 輪島塗新商品開発や販路開拓等にかかる支援 ■ 行政 ■ R4-14

# 文化財保存活用区域の考え方

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて、面的、空間的に保存・活用するために設定するもの

- 多様な文化財が集中する区域を設定して、保存・活用をはかることで、魅力的な空間の創出につなげる

## 【区域の設定】

- 歴史文化の分布、ひろがりなどを考慮し、歴史的・文化的・地理的な意味を持たせる
- 環境保全のため指定文化財のバッファゾーンとしても
- 保護法上、区域内に規制や一定のインセンティブを与えるものではない
- 文化財部局にとって歴史的に価値があるエリアと地域住民や他部局に示す
- 都市計画や景観計画など他計画と連携し、施策を重ねることが効果的
  - 他部局との連携は不可欠
- 文化財保存活用区域は、目指す姿にむけて各部局が事業を重ねる、施策のプラットフォーム



# 文化財保存活用区域とその保存活用計画の立案（福井県坂井市）

## 文化財保存活用区域 東尋坊と雄島地区 文化財保存活用区域

当区域は東尋坊・雄島・越前松島を含む雄島地区の集落や古墳群を含むエリアで、本市のみならず福井県を代表する観光地である東尋坊をはじめ、越前松島水族館、海浜自然公園など観光資源も豊富である。また、雄島地区の各集落にみられる海女の生業に関する風景は市域の中でも当区域固有のおたからである。



### 【課題】

- ・国指定天然記念物及び名勝東尋坊は昭和10(1935)年に指定されたが、指定範囲も明確ではなく、保存活用計画も未策定である。
- ・大湊神社や雄島周辺を始め、文化財の説明看板や案内サインの老朽化が進んでおり、デザインも統一されていない など

### 【方針】

- 東尋坊の指定範囲及び文化財としての価値の顕在化
- 今後の保存管理や整備活用の基本的な方針を定めた上での観光資源としての活用
- 説明看板や案内サインの計画的な修繕とデザインの統一化 など

### 【取組み内容】

- ◎ **個別の文化財保存活用計画の策定** ■取組主体：所有者、行政等 ■計画期間：R4~13  
個別のおたからの保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。
- ◎ **おたからの周辺整備** ■取組主体：行政、関連団体、市民等 ■計画期間：R4~13  
東尋坊周辺の整備などを行い、賑わい創出や新たな誘客を目指す。
- ◎ **神社例祭調査** ■取組主体：行政、市民、所有者、関連団体 ■計画期間：R4~13  
祭に関する総合調査（無形民俗、美術工芸品、記録等）を実施し、価値を明らかにする。
- ◎ **指定建造物等防災設備の整備** ■取組主体：所有者、行政等 ■計画期間：R7~9  
指定建造物・庭園などの防災設備の整備を検討し、防火対策を進め、長期的な保存を行う。
- ◎ **おたから説明看板・観光地等サインの整備** ■取組主体：行政、関連団体、所有者等 ■計画期間：R4~13  
おたからの説明看板や観光地などの案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。
- ◎ **観光地等における二次交通の強化** ■取組主体：関連団体、行政等 ■計画期間：R4~13  
観光地などにおける二次交通の強化を検討し、観光地やその周辺の回遊性などの向上を図る。



歴史文化を支える文化財や周辺環境をまとまりとして、  
**一体的・総合的に**保存と活用

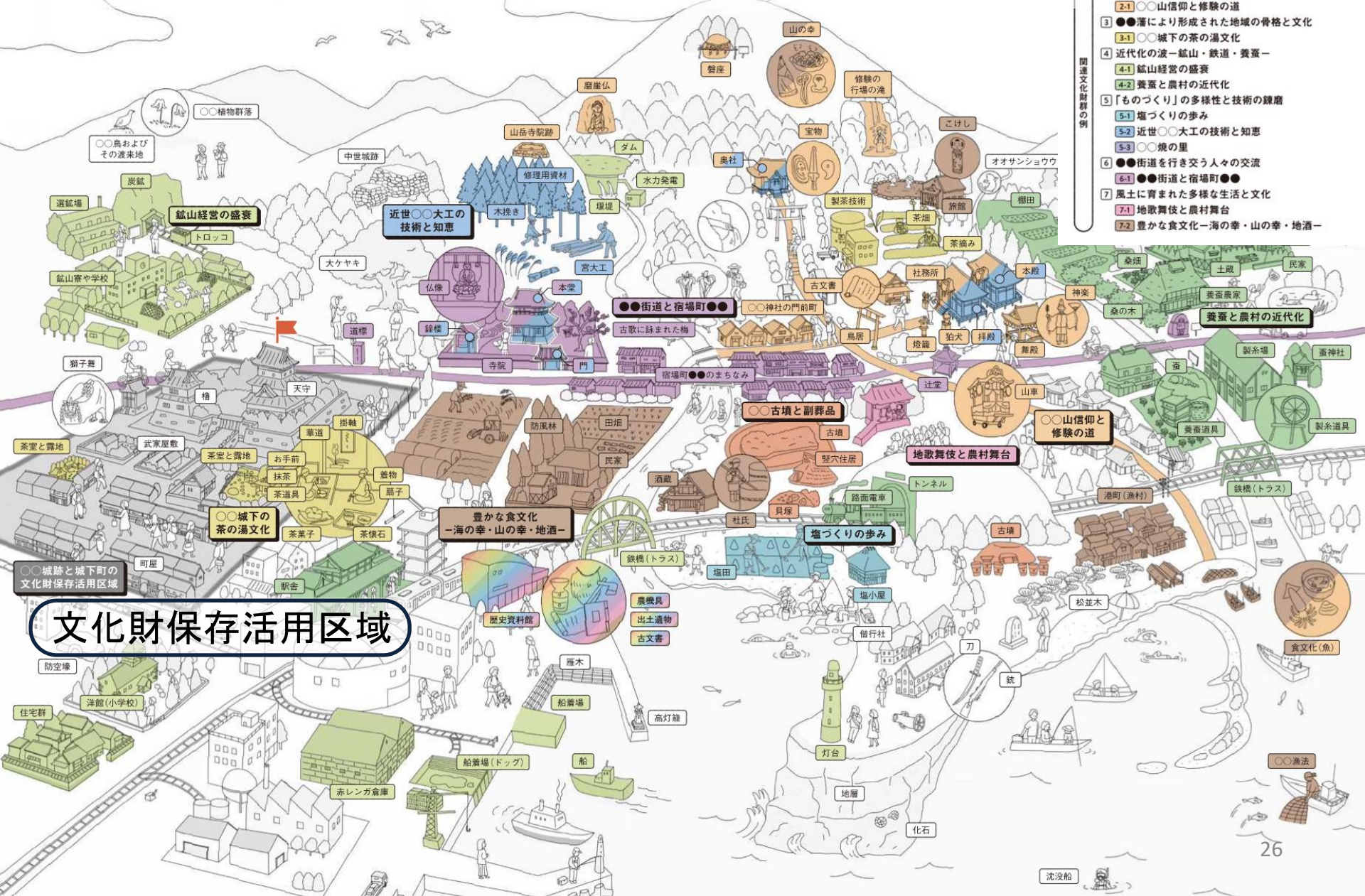




# 歴史文化を支える文化財や周辺環境をまとまりとして、 一体的・総合的に保存と活用

## 関連文化財群

- 1 ○○国の繁栄
    - 1-1 ○○古墳と副葬品
  - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
    - 2-1 ○○山信仰と修験の道
  - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
    - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
  - 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
    - 4-1 鉱山経営の盛衰
    - 4-2 養蚕と農村の近代化
  - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
    - 5-1 塩づくりの歩み
    - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
    - 5-3 ○○焼の里
  - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
    - 6-1 ●●街道と宿場町●●
  - 7 風土に育まれた多様な生活と文化
    - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
    - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—
- 関連文化財群の例



### 文化財保存活用区域



# 05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

## 域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導員制度の創設
- 文化財保存活用支援団体制度の創設
- 古文書の所在調査
- 文化財ハードマップの作成
- 文化財防災マニュアルの作成
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発
- お宝掘り起こし住民ワークショップ
- 地域遺産制度の創設
- エコミュージアム構想の検討
- 限界集落における文化財の総合的記録
- 域内回遊を促進する交通施策
- オーバーツーリズム緩和施策の検討
- 地名の由来を活かした事業の検討

## ●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

- 【方針】**
- 城跡及びその周辺の歴史的なまなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらを活かして観光の促進につなげる。
- 【措置】**
- 石垣の整備
  - 馬場の整備
  - 天守閣資料館の展示更新
  - 歴史的建造物の調査と修理助成
  - 町家の分敷型ホテルへの改修
  - 土蔵をカフェに改修
  - 景観規制
  - 無電柱化と道路美装化、歩道整備
  - 屋外広告物規制
  - トイレ洋式化事業
  - 〇〇家の茶室と露地の整備
  - 〇〇家の歴史資料の整理と調査
  - 曹付け教室の開催
  - 漆石料理教室の開催
  - 茶室の開催
  - 獅子舞の記録作成
  - 城下町の武家文化体験（リビングヒストリー）
  - サインの多言語化
  - DMOと連携した散策マップの作成
  - 著名人によるSNSでの魅力発信
  - ボランティアガイドの育成

## 5-2 近世〇〇大工の技術と知恵

- 【方針】**
- 近世〇〇大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と素材の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。
- 【措置】**
- 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査
  - 大匠材確保のための植樹
  - 楡皮採取林の保全
  - 伝統木工技術の後継者育成
  - 大工の技術体験イベント
  - 寺様への解体修理
  - 大工道具製作保持者への支援
  - 伝統技術保持者への顕彰制度の創設
  - 左官壁と畳の振興

- 凡例**
- 内は主体
  - 文化財保護部局
  - 行政他部局
  - 文化財所有者
  - 住民
  - 民間団体
  - 歴史博物館
  - 大学

- 5-1 〇〇山信仰と修験の道**
- 【方針】**
- 過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な〇〇山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。
- 【措置】**
- 神社社殿の屋根修繕・防災設備の設置
  - 古文書の修理
  - 古文書の調査
  - 社務所補給の修理及び高精度レプリカ作成
  - 仮庵舎の改修
  - 境内古本市（ユニークベニュー）の開催
  - 舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
  - 山車の修理
  - 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成
  - 修験道ルートの確認と散策路整備
  - 修験道ルートのサイン整備
  - 歩道スタンプアプリの開発
  - 春と秋の文化財の特別公開
  - 古文書を基にした食文化の復元

- 4-2 糞業と農村の近代化**
- 【方針】**
- 地域おこし協力隊と住民が連携し、糞業の近代化に伴い隆盛した農村の魅力を活かして、賑わいを創出する。
- 【措置】**
- 家住宅土蔵の修理
  - 家住宅蔵庫の整備
  - 家住宅の農泊への改修
  - 農田のライトアップ
  - 風穴のサイン整備
  - ボランティアによる農具の清掃
  - 家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説
  - 農業資料館の整備
  - ガイド語学・インフォメーションセンター整備
  - 糸紡ぎ体験

- 6-1 ●●街道と宿場町**
- 【方針】**
- 住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。
- 【措置】**
- 街道の美装化・サイクルロードの整備
  - PPFで鉄線管を宿泊施設に改修・運営
  - 家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修
  - 家住宅でのブルーベリー・カフェ
  - レンタサイクルの整備
  - 仏像の詳細調査と修理
  - 寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）
  - まちなみもくしアートフェスティバルの開催
  - 特産品を活かした土産物の開発と販売
  - 石地蔵の修復
  - 解説板の多言語化
  - ボランティアガイドの育成
  - 歴史講座の開催・副読本の作成

- 7-2 豊かな食文化 一海の一山の一酒**
- 【方針】**
- 地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。
- 【措置】**
- フェノロジーカレンダーの作成
  - 道楽街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施
  - 郷土食・名物の調査
  - 農村レストランの開設
  - 漁労習俗に関する記録作成
  - 酒づくりに関するパンフレットの作成
  - 酒蔵の公開・レストランの出店
  - 田舎名・ラベルをブランド化した酒の開発
  - 田圃オーナー制度による米づくり

- 5-3 〇〇古墳と副葬品**
- 【方針】**
- 調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげる。郷土堂を醸成する。
- 【措置】**
- ドローン・VRによる古墳解説映像の作成
  - 文化財副読本の作成
  - 学生を対象とした発掘体験
  - 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成
  - 住民ガイドの育成
  - 調査成果のアーカイブ化
  - 専門職による出前授業

- 7-1 地歌舞伎と農村舞台**
- 【方針】**
- 地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。
- 【措置】**
- 農村舞台の劇庫補強
  - 地歌舞伎衣装の繕い
  - 地歌舞伎の公演
  - ARグラスによる歌舞伎の解説
  - 子ども歌舞伎の後継者育成

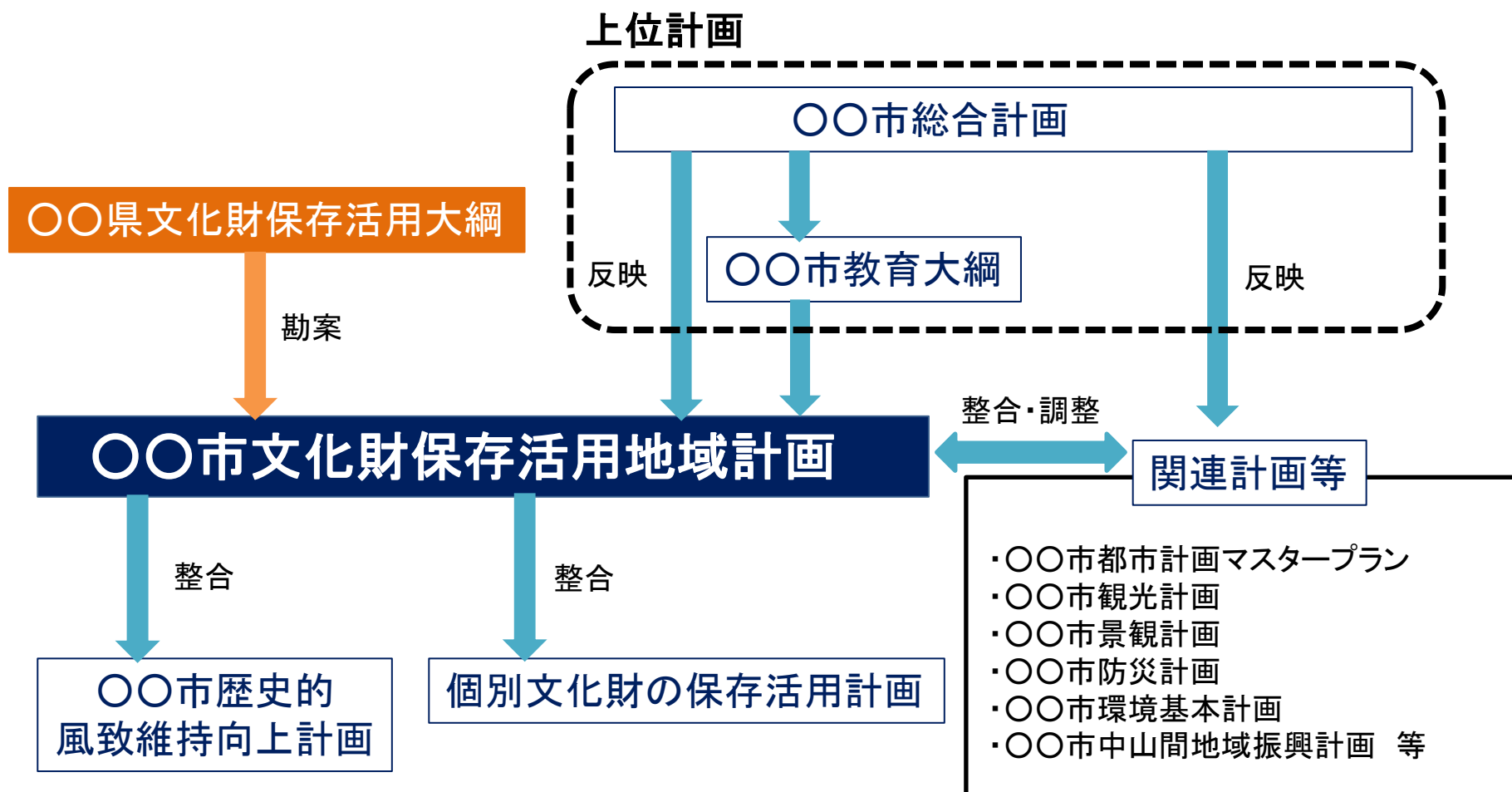


※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

## 地域計画の視点 ④

将来像・ビジョンを共有する

# 文化財保存活用地域計画は、市町村の**分野別 or 個別計画**





将来像



富士のふもとで「文化財と生きるまちを創る」



方向性

方向性1  
文化財を守り  
活かす体制を作る

方向性2  
文化財を知り 未来つなぐ

方向性3  
文化財を地域で活かし 発信する

保存と活用に関する課題

- 文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築が不十分
- 行政と地域が連携するための十分な体制が構築できていない
- 市内の関係課や、関連機関とのより密接な連携が求められている
- 専門性に加え、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験が必要
- 専門職員の適切な配置と、研修等を通じた資質向上が必要
- 調査実施分野に偏りがある（特に無形の民俗文化財や文化的景観、文化財の保存技術の把握が不足しているほか、有形文化財は詳細調査が不足）
- 文化財に対する評価・位置づけが不足
- 将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていないものがある
- 長期的な展望に立った計画的な整備・修理が不十分
- 文化財を良好な状態で維持していくための技術者や担い手の育成不足
- 材料の確保、支援制度がない
- 保存、修理の際、その後の活用を見据えた地域との連携が不足
- 文化財の保存・活用における所有者負担の軽減が不十分
- 管理者の不在による盗難や損害等への防犯対策に不安がある
- 市の防災計画に準拠した地域の防災体制作りが不足
- 文化財レスキューを行う団体との連携構築ができていない
- 文化財や歴史文化の観光・産業への活用が期待される一方、活用のための体制や環境が整っていない
- 地域資源をまちづくりに活かすための準備が整っていない地区がある
- 行政と各地区との連携体制が不十分
- 学校教育や社会教育の場で、文化財や歴史文化の持つ価値や重要性が十分に共有されていない
- 文化財や歴史文化に関する看板に統一性がなく、情報が不十分
- 多言語対応のパンフレットやガイドブック等が少なく、外国の方向けの環境が未整備
- 各地区において、文化財の保存・活用の地域拠点整備が不足している
- 博物館を文化財公開の拠点施設とするための整備が不十分
- 広見公園内の歴史的建造物全体の長期的な視点での保存・活用の方向性が打ち出されていない
- 広見公園内の文化財建造物や市内にある文化財建造物の整備や活用が不十分

保存と活用に関する施策

- 施策1 行政と市民・団体との連携体制の構築
- 施策2 行政内部および関係機関による推進体制の構築
- 施策1 各分野の調査による文化財の把握
- 施策2 調査成果による文化財の適切な評価
- 施策3 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存
- 施策4 文化財を犯罪や災害から守るための体制や制度の充実
- 施策1 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげる
- 施策2 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用する
- 施策3 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす
- 施策4 従来の方に加えてICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立する
- 施策5 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける
- 施策6 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

保存と活用に関する措置

- ① 地域・各種団体連携事業
- ② 地域・各種団体交流事業
- ① 庁内および関係機関等との連携
- ② 組織改正と専門職員の配置
- ③ 専門職員の資質向上
- ① 建造物等調査事業
- ② 彫刻工芸品等調査事業
- ③ 書跡・古文書等歴史資料調査事業
- ④ 民俗文化財調査事業
- ⑤ 記念物・名勝調査事業
- ⑥ 史跡調査事業
- ⑦ 埋蔵文化財調査事業
- ⑧ その他の文化財調査事業
- ① 文化財保護審議会の開催
- ② 文化財の指定・登録
- ① 史跡等の整備事業
- ② 文化財の保存・修理・技術継承事業
- ③ 文化財保存事業費補助事業
- ④ 古跡・保存修理事業
- ① 文化財防犯・防災事業
- ② 文化財レスキュー事業
- ① 文化財普及啓発事業
- ② 観光連携事業
- ③ 産業連携事業
- ① まちづくり連携事業
- ② 世代間交流事業
- ③ 文化財ガイド育成事業
- ① 学校教育連携事業
- ② 社会教育連携事業
- ① 文化財情報発信事業
- ① 市内文化財活用拠点化事業
- ① 博物館施設整備事業
- ② 広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業

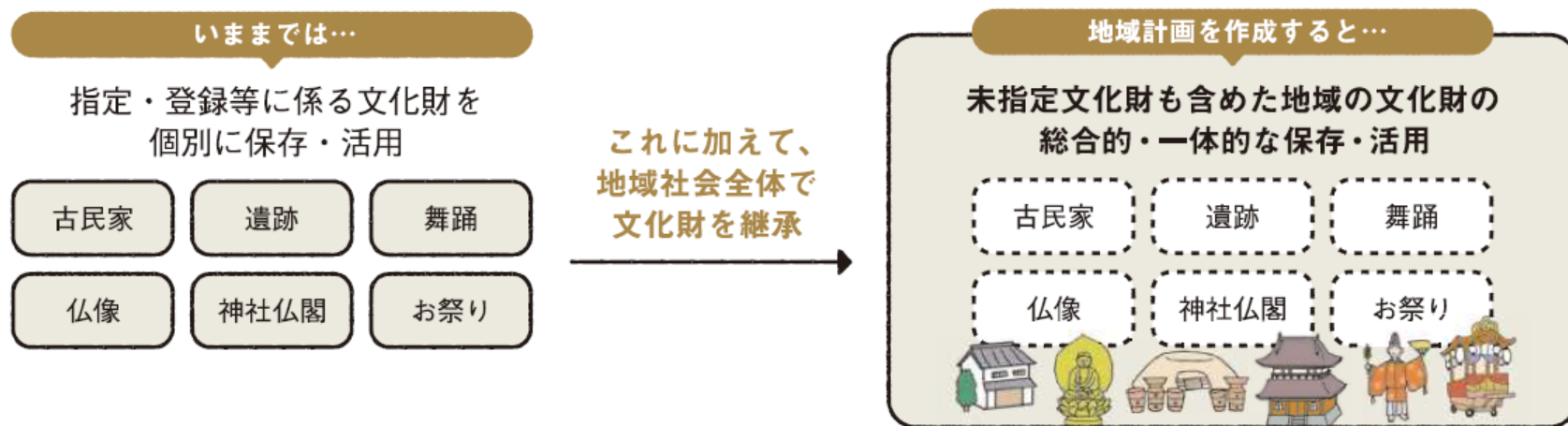
# 地域計画を何のために作成するのか？

## 地域計画のビジョンや目的につなげる様々な視点・切り口 域内の文化財や社会の状況を把握・分析する

- ✓ 地形により生じた地域特性の違いを施策に反映（神戸市）
- ✓ 市としてすすめる地域内分権をとりいれ地域主体の計画を構想（上田市）
- ✓ 関連文化財群をいかして、わかりやすく文化財の価値を伝え、保存・活用を進める（秩父市、我孫子市等）
- ✓ SICや核となる文化財を中心に保存活用区域を設定。重点的に施策を展開し、観光振興を図る（多賀町）
- ✓ 離れて位置する著名な文化財間の回遊を促す（近江八幡市）
- ✓ 人口減少により消滅する山間集落への対応（香美町）
- ✓ 区域を設定し、モデルとなる事業を重点的に実施（淡路市）
- ✓ 体系的でわかりやすい計画を他部局と共有（山口市）
- ✓ 総合計画とも連動し、市町村合併により生じた域内の文化財保護行政の偏りを是正（山口市）
- ✓ 調査に住民を巻き込み、ボトムアップ型の保護体制を構築（松本市）
- ✓ 関連文化財群を認定する地域遺産制度を創設。住民と共に地域の特色をいかした保護を促進（久留米市）
- ✓ 世界遺産により影の薄れた、生業・生活に根ざす歴史文化を拾いあげる（宗像市）
- ✓ 固定化されたまちのイメージを刷新（北栄町・湯浅町）
- ✓ 域内19地区の地域内の特性に応じ、住民を巻き込んだ取組を展開（丹波篠山市）
- ✓ 地域遺産制度を創設し、官民連携による取組の促進（久留米市、横手市）
- ✓ 固定化された市町村のイメージを刷新（会津若松市）
- ✓ 持続可能な文化財の保存・活用のしくみを構築（銚子市、京都市）
- ✓ 市外まで広がる広域のテーマをもとに関係市町と連携（西宮市）
- ✓ 市内の周遊を促す文化財群や区域のネットワーク化と担い手ネットワークの形成（守山市）
- ✓ 市内展示施設のネットワーク化の実現（湯沢市） など

# 「文化財保存活用地域計画」制度がめざすところ

- これまでの取組に加え、関わりが薄かった様々な分野においても未指定を含めた文化財を生かし、その存在感（存在意義）を高め、社会全体での保存につなげる
- 域内の多様な文化財を俯瞰し、地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って、文化財をわかりやすく総合的・一体的に保存・活用
- 住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげる
- 地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる





ご静聴ありがとうございました